

令和3年1月7日

千葉市内建設関係団体等の長 様

千葉市建設局土木部
技 術 管 理 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る
緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしてきたところですが、このたび、令和3年1月7日に、1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、国土交通省より「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（国交省送付）」が送付されたところです。

本市における緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月8日技術管理課長：通知1）」及び「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年5月11日技術管理課長：通知2）」において、受発注者協議による一時中止等の措置や感染拡大防止対策の徹底、感染拡大防止対策に係わる設計変更等について通知させていただいておりますが、これらの措置について、引き続き同様の取扱いとしますので、貴会員（組合員）企業への周知をお願いします。

[添付資料]

- ・（国交省送付）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
（国不入企第31号、令和3年1月7日 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）

- ・（通知1）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
（令和2年4月8日技術管理課長）

- ・（通知 2）

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について
（令和 2 年 5 月 1 1 日技術管理課長）

〔参考〕

- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL : <https://corona.go.jp/>

担 当：技術管理課技術調整班

連絡先：245-5367